報告第２３号

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

地方自治法第１８０条第１項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

記

１　和解の相手方

杉並区在住個人

２　事案の概要

令和５年４月１３日、区立小学校において、校庭での授業中に児童が転倒して膝を地面についた際、残置されていた釘の頭部に引っ掛かり、左膝を負傷した。これについて、損害賠償額を含む和解条件について相手方と合意に至ったため、教育委員会として和解することとした。

３　和解の内容

（１）杉並区は、相手方に対し、相手方が区立小学校の校庭に残存していた釘により左膝を負傷したことにつき、国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認める。

（２）杉並区は、相手方に対し、本件事故に基づく和解金として、既払金９０万１，２８８円のほか、金１００万円の支払義務があることを認める。

（３）杉並区は、相手方に対し、前項の金員を、本示談成立後３０日以内に、相手方の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は杉並区の負担とする。

（４）杉並区及び相手方は、本件事故に関し、示談書に定めるもののほか、相互に何らの債権債務がないことを確認し、相手方は、杉並区に対し、今後、名目のいかんを問わず、本件事故に関して何らの請求をしないことを約する。

４　専決処分日

令和８年１０月２９日